

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を別紙のとおり改正するものとする。

令和2年2月26日提出

秦野市長 高橋昌和

提案理由

次の理由により改正するものであります。

- (1) 幼児教育・保育の無償化の実施後、市町村が条例で定めるまでの間は国が定める基準を適用することとされていた、食事の提供に要する費用の基準を定めること。
- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に準じて、特定教育・保育施設等の運営等の基準に係る規定を改めること。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第18号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項第7号中「の規定において」を「において」に、「本市」を「市町村（特別区を含む。以下同じ。）」に改め、同条第2項中「法及び児童福祉法」を「法、児童福祉法及び子ども・子育て支援法施行令（平成26年政令第213号。第13条第4項第3号ア（イ）において「政令」という。）」に改める。

第3条第1項中「適切な内容」を「適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に配慮された内容」に改める。

第4条の見出しを削る。

第5条第1項中「利用者負担」を「第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第6条の見出し中「利用申込みに対する」を削る。

第7条中「本市」を「市町村」に改める。

第13条第1項中「（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）」を削り、「教育・保育給付認定保護者」の次に「（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）」を加え、「法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。）」を「満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額」に改め、同条第2項中「規定する額（その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、その特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による国

が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用教育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用教育に要した費用の額）」を「掲げる額」に改め、同条第4項第3号を次のように改める。

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、その教育・保育給付認定保護者及びその教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額の合算額がそれぞれの（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。） 57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれの（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(ア) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

第14条の見出し中「施設型給付費等」を「施設型給付費」に改め、同条第1項中「（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。）」を削る。

第17条中「教育・保育給付認定子ども又はその保護者」を「その教育・保育給付認定子ども又はその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第18条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第19条の見出し中「本市」を「市町村」に改め、同条中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に、「本市」を「その施設型給付費の支給に係る市町村」に改める。

第20条第5号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用」を「第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用」に改める。

第27条第3項中「の保護者」を「に係る教育・保育給付認定保護者」に改める。

第30条第3項中「本市」を「市町村」に改め、同条第4項中「本市が行う報告」を「市町村が行う報告」に、「本市の職員」を「市町村の職員」に、「本市が行う調査」を「市町村が行う調査」に、「本市から」を「その市町村から」に改め、同条第5項中「本市から」を「市町村から」に、「本市に」を「その市町村に」に改める。

第34条第2項第2号を次のように改める。

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

第34条第2項第3号中「に規定する本市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第35条第3項前段中「特定教育・保育には特別利用保育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ」を加え、「この章」を「前節」に改め、同項の表に次のように加える。

第13条第2項	法第27条第3項第1号に掲げる額	法第28条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第13条第4項第3号イ（ア）	教育・保育給付認定子ども	教育・保育給付認定子ども（特別利用保育を受ける者を除く。）

第13条第4項 第3号イ（イ）	最年長者及び2番目の年長者である者を除く	最年長者及び2番目の年長者である者を除き、特別利用保育を受ける者を含む
--------------------	----------------------	-------------------------------------

第36条第3項前段中「特定教育・保育には特別利用教育を」の次に「、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ」を加え、「この章」を「前節」に改め、同項の表を次のように改める。

第6条第2項	利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども	利用の申込みに係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子ども
	同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども	同項第1号又は第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども
第13条第2項	法第27条第3項第1号に掲げる額	法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第13条第4項 第3号イ（ア）	教育・保育給付認定子ども	教育・保育給付認定子ども (特別利用教育を受ける者を含む。)
第13条第4項 第3号イ（イ）	最年長者及び2番目の年長者である者	最年長者及び2番目の年長者である者並びに特別利用教育を受ける者

第37条の見出しを削り、同条第1項中「特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業については、その」を「特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の」に、「」の数を「」の数は、家庭的保育事業にあつては」に、「については、その利用定員の数を6名以上19名以下」を「にあつては6名以上19名以下」に、「附則第6項」を「附則第4項」に、「については、その利用定員の数を6名以上10名以下」を「にあつては6名以上10名以下」に、「については、その利用定員の数を1名」を「にあつては1名」に改める。

第38条第1項中「利用者負担」を「第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項」に改める。

第39条第2項中「同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子

どもを除く。以下この章において同じ。）」に、「認められる教育・保育給付認定子ども」を「認められる満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第4項中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第40条第1項中「本市」を「市町村」に改め、同条第2項中「法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に、「本市」を「市町村」に改める。

第41条中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第42条第1項第1号及び第3号中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第2項中「、前項の規定にかかわらず」を削り、同条第4項中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第43条第1項中「（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第50条において準用する第14条において同じ。）」及び「（その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合については法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合については同項第3号の規定による本市が定める額とする。）」を削り、同条第2項中「（その額が現にその特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合については法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合については同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定利用地域型保育に要した費用の額）」を削る。

第46条第5号中「教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の」を「第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける」に改める。

第47条第1項及び第2項ただし書中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改める。

第49条第2項各号列記以外の部分中「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同項第2号中「に規定する提供した特定地

域型保育に係る必要な事項」を「の規定による特定地域型保育」に改め、同項第3号中「に規定する本市」を「の規定による市町村」に改め、同項第4号及び第5号中「に規定する」を「の規定による」に改める。

第50条前段中「特定地域型保育事業」を「特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育」に改め、同条後段を次のように改める。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第50条に次の表を加える。

第11条	教育・保育給付認定子どもについて	教育・保育給付認定子ども（満3歳未満保育認定子どもに限り、特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について
第12条の見出し	教育・保育	地域型保育
第14条の見出し	施設型給付費	地域型給付費
第14条第1項	施設型給付費	地域型保育給付費
第14条第2項	特定教育・保育提供証明書	特定地域型保育提供証明書
第19条	施設型給付費	地域型保育給付費

第51条第2項中「同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第51条第3項に次の表を加える。

第39条第2項	利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子ども	利用の申込みに係る法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子ども
	満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）	同号又は同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（第52条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にあっては、その特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）
	同号に掲げる小学校就学前子ども	同項第3号に掲げる小学校就学前子ども
	法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、	抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、その特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により

第43条第1項	教育・保育給付認定保護者	教育・保育給付認定保護者 (特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。)
第43条第2項	法第29条第3項第1号に掲げる額	法第30条第2項第2号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第43条第3項	前2項	前項
第43条第4項	前3項	前2項
	掲げる費用	掲げる費用及び食事の提供 (第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用
第43条第5項	前各項	前3項

第52条第2項中「その特別利用地域型保育」を「、その特別利用地域型保育」に改め、同条第3項中「含むものとして、この章」を「、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節」に改め、同項に後段として次のように加える。

この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第52条第3項に次の表を加える。

第43条第1項	教育・保育給付認定保護者	教育・保育給付認定保護者 (特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども(特定満3歳以上保育認定子どもに限る。)に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)
	法第29条第3項第2号に掲げる額	法第30条第2項第3号の市町村が定める額
第43条第2項	法第29条第3項第1号に掲げる額	法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額
第43条第4項	掲げる費用	掲げる費用及び食事の提供 (特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。)に要する費用

附則第2項の表中第13条第1項の項から第13条第3項の項までを次のように改める。

第13条第1項	教育・保育給付認定保護者 (満3歳未満保育認定子ども)	教育・保育給付認定保護者 (満3歳未満保育認定子ども(特定保育所(法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。))から特定教育・保育(保育に限る。第19条において同じ。))を受ける者を除く。以下この項において同じ。)
第13条第2項	その特定教育・保育	その特定教育・保育(特定保育所における特定教育・保育(保育に限る。))を除く。)
第13条第3項	設定する額の支払を	設定する額の支払を、市町村の同意を得て、

附則第3項中「本市」を「市町村」に改める。

附則第4項及び附則第5項を削り、附則第6項を附則第4項とし、附則第7項を附則第5項とする。

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

議案第9号 秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正する条例案新旧対照表

新	旧
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項において準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項において準用する場合を含む。)の規定により市町村(特別区を含む。以下同じ。)が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、<u>法、児童福祉法及び子ども・子育て支援法施行令(平成26年政令第213号。第13条第4項第3号ア(イ)において「政令」という。)</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ<u>適切であり、かつ、子どもの保護者の経済的負担の軽減について適切に</u></p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれの各号に定めるところによる。</p> <p>(1)－(6) (略)</p> <p>(7) 法定代理受領 法第27条第5項(法第28条第4項の<u>規定において</u>準用する場合を含む。)又は法第29条第5項(法第30条第4項の<u>規定において</u>準用する場合を含む。)の規定により<u>本市</u>が支払う特定教育・保育又は特定地域型保育に要した費用の額の一部を、教育・保育給付認定保護者に代わり特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業者が受領することをいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、<u>法及び児童福祉法</u>において使用する用語の例による。</p> <p>(一般原則)</p> <p>第3条 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者(以下「特定教育・保育施設等」という。)は、良質かつ<u>適切な内容及び水準の</u>特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うこ</p>

配慮された内容及び水準の特定教育・保育又は特定地域型保育の提供を行うことにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2-4 (略)

第4条 (略)

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、第13条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の教育・保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2-6 (略)

(正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2-5 (略)

とにより、全ての子どもが健やかに成長するために適切な環境が等しく確保されることを目指すものでなければならない。

2-4 (略)

(利用定員)

第4条 (略)

2 (略)

(内容及び手続の説明及び同意)

第5条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用の申込みを行った教育・保育給付認定保護者（以下「利用申込者」という。）に対し、第20条に規定する運営規程の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の教育・保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、特定教育・保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2-6 (略)

(利用申込みに対する正当な理由のない提供拒否の禁止等)

第6条 (略)

2-5 (略)

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るその特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に限る。）からその特定教育・保育に係る利用者負担額（満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者についての法第27条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第7条 特定教育・保育施設は、その特定教育・保育施設の利用について法第42条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定教育・保育施設（認定こども園又は保育所に限る。以下この項において同じ。）は、法第19条第1項第2号又は第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係るその特定教育・保育施設の利用について児童福祉法第24条第3項（同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(利用者負担額等の受領)

第13条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育（特別利用保育及び特別利用教育を含む。以下この条及び次条において同じ。）を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定教育・保育に係る利用者負担額（法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

2 特定教育・保育施設は、法定代理受領を受けないときは、教

育・保育給付認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 食事の提供（次に掲げるものを除く。）に要する費用

育・保育給付認定保護者から、その特定教育・保育に係る特定教育・保育費用基準額（法第27条第3項第1号に規定する額（その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額）をいい、その特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合には法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）を、特別利用教育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用教育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用教育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

3 （略）

4 特定教育・保育施設は、前3項の規定による額の支払を受けるほか、特定教育・保育において提供される便宜に要する費用のうち、次に掲げる費用の額の支払を教育・保育給付認定保護者から受けることができる。

(1)・(2) （略）

(3) 給食に要する費用（法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに対する給食に要する費用を除き、同項第2号に掲げる小学校就学前子どもについては主食の提供に係る

費用に限る。)

ア 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、その教育・保育給付認定保護者及びその教育・保育給付認定保護者と同一の世帯に属する者に係る市町村民税所得割額の合算額がそれぞれの（ア）又は（イ）に定める金額未満であるものに対する副食の提供

（ア） 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 77,101円

（イ） 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。イ（イ）において同じ。）

57,700円（政令第4条第2項第6号に規定する特定教育・保育給付認定保護者にあつては、

77,101円）

イ 次の（ア）又は（イ）に掲げる満3歳以上教育・保育給付認定子どもに応じ、負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第1学年から第3学年までに在籍する子どもをいう。以下このイにおいて同じ。）が同一の世帯に3人以上いる場合にそれぞれの（ア）又は（イ）に定める者に該当するものに対する副食の提供（アに該当するものを除く。）

(7) 法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども又は小学校第3学年修了前子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

(イ) 法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども 負担額算定基準子ども（そのうち最年長者及び2番目の年長者である者を除く。）である者

ウ 満3歳未満保育認定子どもに対する食事の提供

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(施設型給付費の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費の支給を受けたときは、教育・保育給付認定保護者に対し、その教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、そ

(4)・(5) (略)

5・6 (略)

(施設型給付費等の額に係る通知等)

第14条 特定教育・保育施設は、法定代理受領により特定教育・保育に係る施設型給付費 (法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。以下この項において同じ。) の支給を受けたときは、教育・保育給付認定保護者に対し、その教育・保育給付認定保護者に係る施設型給付費の額を通知しなければならない。

2 (略)

(相談及び援助)

第17条 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、教

の教育・保育給付認定子ども又はその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合に教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかにその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な処置をとらなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する市町村への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨をその施設型給付費の支給に係る市町村に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) - (4) (略)

育・保育給付認定子ども又はその保護者に対し、その相談に適切に応じるとともに、必要な助言その他の援助を行わなければならない。

(緊急時等の対応)

第18条 特定教育・保育施設の職員は、現に特定教育・保育の提供を行っている場合に教育・保育給付認定子どもに体調の急変が生じたときその他必要なときは、速やかにその教育・保育給付認定子どもの保護者又は医療機関への連絡を行う等の必要な処置をとらなければならない。

(教育・保育給付認定保護者に関する本市への通知)

第19条 特定教育・保育施設は、特定教育・保育を受けている教育・保育給付認定子どもの保護者が偽りその他不正な行為によって施設型給付費の支給を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付してその旨を本市に通知しなければならない。

(運営規程)

第20条 特定教育・保育施設は、次に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程(第23条において「運営規程」という。)を定めておかななければならない。

(1) - (4) (略)

(5) 第13条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) - (11) (略)

(秘密保持等)

第27条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書によりその教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第30条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情について市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関して、法第14条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は市町村の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳

(5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6) - (11) (略)

(秘密保持等)

第27条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、小学校、他の特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を行う者その他の機関に対して、教育・保育給付認定子どもに関する情報を提供するときは、あらかじめ文書によりその教育・保育給付認定子どもの保護者の同意を得ておかなければならない。

(苦情解決)

第30条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関する教育・保育給付認定子ども等からの苦情について本市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

4 特定教育・保育施設は、その提供した特定教育・保育に関して、法第14条第1項の規定により本市が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は本市の職員からの質問若しくは特定教育・保育施設の設備若しくは帳簿書

簿書類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、その市町村から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、市町村からの求めがあったときは、前項の改善の内容をその市町村に報告しなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条の規定による特定教育・保育の提供の記録

(3) 第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

類その他の物件の検査に応じ、及び教育・保育給付認定子ども等からの苦情に関して本市が行う調査に協力するとともに、本市から指導又は助言を受けたときは、その指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。

5 特定教育・保育施設は、本市からの求めがあったときは、前項の改善の内容を本市に報告しなければならない。

(記録の整備)

第34条 (略)

2 特定教育・保育施設は、教育・保育給付認定子どもに対する特定教育・保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 第12条に規定する提供した特定教育・保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 第19条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録

(特別利用保育の基準)

第35条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用保育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)		
<u>第13条 第2項</u>	<u>法第27条第3項第1 号に掲げる額</u>	<u>法第28条第2項第2 号の内閣総理大臣が定 める基準により算定し た費用の額</u>
<u>第13条 第4項 第3号 イ(ア)</u>	<u>教育・保育給付認定子 ども</u>	<u>教育・保育給付認定子 ども（特別利用保育を 受ける者を除く。）</u>
<u>第13条 第4項 第3号 イ(イ)</u>	<u>最年長者及び2番目の 年長者である者を除く</u>	<u>最年長者及び2番目の 年長者である者を除 き、特別利用保育を受 ける者を含む</u>

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用保育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用保育を含むものとして、この章（第6条第3項及び第7条第2項を除く。）の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(略)

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用教育を、施設型給付費には特例施設型給付費をそれぞれ含むものとして、前節(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条 第2項	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前 子ども</u>	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前 子ども</u>
	<u>同号に掲げる小学校就 学前子どもに該当する 教育・保育給付認定子 ども</u>	<u>同項第1号又は第2号 に掲げる小学校就学前 子どもに該当する教 育・保育給付認定子ど も</u>

(特別利用教育の基準)

第36条 (略)

2 (略)

3 特定教育・保育施設が、第1項の規定により特別利用教育を提供するときは、特定教育・保育には特別利用教育を含むものとして、この章(第6条第3項及び第7条第2項を除く。)の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第6条 第2項	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第1号 に掲げる小学校就学前 子どもの数</u>	<u>利用の申込みに係る法 第19条第1項第2号 に掲げる小学校就学前 子どもの数</u>
第13条 第4項 第3号	<u>小学校就学前子どもに 対する給食に要する費 用を除き、同項第2号 に掲げる小学校就学前 子どもについては主食 の提供に係る費用に限 る。)</u>	<u>小学校就学前子どもに 対する給食に要する費 用を除く。)</u>

第13条 第2項	<u>法第27条第3項第1号に掲げる額</u>	<u>法第28条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>
第13条 第4項 第3号 イ(ア)	<u>教育・保育給付認定子ども</u>	<u>教育・保育給付認定子ども（特別利用教育を受ける者を含む。）</u>
第13条 第4項 第3号 イ(イ)	<u>最年長者及び2番目の年長者である者</u>	<u>最年長者及び2番目の年長者である者並びに特別利用教育を受ける者</u>

第37条 特定地域型保育事業（事業所内保育事業を除く。）の利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数は、家庭的保育事業にあつては1名以上5名以下、小規模保育事業A型（秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）にあつては6名以上19名以下、

（利用定員）

第37条 特定地域型保育事業のうち、家庭的保育事業については、その利用定員（法第29条第1項の確認において定めるものに限る。以下この章において同じ。）の数を1名以上5名以下、小規模保育事業A型（秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例（平成26年秦野市条例第20号）第29条に規定する小規模保育事業A型をいう。）及び小規模保育事業B型（同条例第32条に規定する小規模保育事業B型をいう。）については、その利用定員の数を6名以上19名以

小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第4項において同じ。）にあつては6名以上10名以下、居宅訪問型保育事業にあつては1名とする。

2 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、第43条の規定により支払を受ける費用に関する事項その他の利用申込者の保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、その特定地域型保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（特定満3歳以上保育認定子どもを除く。以下この章において同じ。）の総数が、その特定地域型保育事業所の同号に掲げる小

下、小規模保育事業C型（同条例第34条に規定する小規模保育事業C型をいう。附則第6項において同じ。）については、その利用定員の数を6名以上10名以下、居宅訪問型保育事業については、その利用定員の数を1名とする。

2 （略）

（内容及び手続の説明及び同意）

第38条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の開始に際しては、あらかじめ、利用申込者に対し、第46条に規定する運営規程の概要、第42条に規定する連携施設の種類、名称、連携協力の概要、職員の勤務体制、利用者負担その他の利用申込者の保育の選択に役立つと認められる重要事項を記載した文書を交付して説明を行い、その特定地域型保育の提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

2 （略）

（正当な理由のない提供拒否の禁止等）

第39条 （略）

2 特定地域型保育事業者は、利用の申込みに係る法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの総数が、その特定地域型保育事業所の同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る

学校就学前子どもの区分に係る利用定員の総数を超えるときは、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であるときその他利用申込者に係る満3歳未満保育認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により市町村が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により市町村が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

利用定員の総数を超えるときは、法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる教育・保育給付認定子どもが優先的に利用できるよう、選考するものとする。

3 (略)

4 特定地域型保育事業者は、地域型保育の提供体制の確保が困難であるときその他利用申込者に係る教育・保育給付認定子どもに対し自ら適切な教育・保育を提供することが困難であるときは、第42条に規定する連携施設その他の適切な特定教育・保育施設又は特定地域型保育事業を紹介する等の適切な処置を速やかにとらなければならない。

(あっせん、調整及び要請に対する協力)

第40条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業の利用について法第54条第1項の規定により本市が行うあっせん及び要請に対し、協力しなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、法第19条第1項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る特定地域型保育事業の利用について児童福祉法第24条第3項(同法附則第73条第1項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定により本市が行う調整及び要請に対し、協力しなければならない。

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、満3歳未満保育認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている満3歳未満保育認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) (略)
- (3) その特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた満3歳未満保育認定子ども(事業所内保育事業を利用する満3歳未満保育認定子どもについては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、その特定地域型保育の提供の終了

(心身の状況等の把握)

第41条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供に当たっては、教育・保育給付認定子どもの心身の状況、その置かれている環境、他の特定教育・保育施設等の利用状況等の把握に努めなければならない。

(特定教育・保育施設等との連携)

第42条 特定地域型保育事業者(居宅訪問型保育事業を行う者を除く。以下この項において同じ。)は、特定地域型保育が適正かつ確実に実施され、及び必要な教育・保育が継続的に提供されるよう、次に掲げる事項に係る連携協力を行う認定こども園、幼稚園又は保育所(以下「連携施設」という。)を適切に確保しなければならない。

- (1) 特定地域型保育の提供を受けている教育・保育給付認定子どもに集団保育を体験させるための機会の設定、特定地域型保育の適切な提供に必要な特定地域型保育事業者に対する相談及び助言その他の保育の内容に関する支援を行うこと。
- (2) (略)
- (3) その特定地域型保育事業者により特定地域型保育の提供を受けていた教育・保育給付認定子ども(事業所内保育事業を利用する教育・保育給付認定子どもについては、第37条第2項に規定するその他の小学校就学前子どもに限る。以下この号において同じ。)を、その特定地域型保育の提供の終了

に際して、その満3歳未満保育認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合については、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じて、適切かつ専門的な支援その他の便宜の提供を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、満3歳未満保育認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、満3歳未満保育認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定地域型保育に

に際して、その教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者の希望に基づき、引き続きその連携施設において受け入れて教育・保育を提供すること。

2 居宅訪問型保育事業を行う者は、秦野市地域型保育事業の設備及び運営の基準を定める条例第38条第1号に規定する乳幼児に対する保育を行う場合については、前項の規定にかかわらず、その乳幼児の障害、疾病等の状態に応じて、適切かつ専門的な支援その他の便宜の提供を受けられるよう、あらかじめ、連携する障害児入所施設（児童福祉法第42条に規定する障害児入所施設をいう。）その他の本市の指定する施設を適切に確保しなければならない。

3 （略）

4 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育の提供の終了に際しては、教育・保育給付認定子どもについて、連携施設又は他の特定教育・保育施設等において継続的に提供される教育・保育との円滑な接続に役立つよう、教育・保育給付認定子どもに係る情報の提供その他連携施設、特定教育・保育施設等、地域子ども・子育て支援事業を実施する者等との密接な連携に努めなければならない。

（利用者負担額等の受領）

第43条 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育（特別利用地域型保育及び特定利用地域型保育を含む。以下この条及び第

係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額をいう。次項において同じ。）の支払を受けるものとする。

50条において準用する第14条において同じ。）を提供したときは、教育・保育給付認定保護者からその特定地域型保育に係る利用者負担額（法第29条第3項第2号に掲げる額（その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額とし、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による本市が定める額とする。）をいう。）の支払を受けるものとする。

- 2 特定地域型保育事業者は、法定代理受領を受けないときは、教育・保育給付認定保護者から、その特定地域型保育に係る特定地域型保育費用基準額（法第29条第3項第1号に掲げる額（その額が現にその特定地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定地域型保育に要した費用の額）をいい、その特定地域型保育事業者が特別利用地域型保育を提供する場合には法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額）を、特定利用地域型保育を提供する場合には同項第3号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特定利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特定利用地域型保育に要した費用の額）をいう。次項において同じ。）の支払を受

3-6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)-(4) (略)

(5) 第43条の規定により教育・保育給付認定保護者から支払を受ける費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)-(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、その特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

けるものとする。

3-6 (略)

(運営規程)

第46条 特定地域型保育事業者は、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程（第50条において準用する第23条において「運営規程」という。）を定めておかなければならない。

(1)-(4) (略)

(5) 教育・保育給付認定保護者から受領する利用者負担その他の費用の種類、支払を求める理由及びその額

(6)-(11) (略)

(勤務体制の確保等)

第47条 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対し、適切な特定地域型保育を提供することができるよう、特定地域型保育事業所ごとに職員の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 特定地域型保育事業者は、特定地域型保育事業所ごとに、その特定地域型保育事業所の職員によって特定地域型保育を提供しなければならない。ただし、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 (略)

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、満3歳未満保育認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条の規定による特定地域型保育の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条の規定による市町村への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項の規定による苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業者、特定地域型保育事業所及び特定地域型保育について準用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

(記録の整備)

第49条 (略)

2 特定地域型保育事業者は、教育・保育給付認定子どもに対する特定地域型保育の提供に関する次に掲げる記録を整備し、その完結の日の属する年度の翌年から5年間保存しなければならない。

(1) (略)

(2) 次条において準用する第12条に規定する提供した特定地域型保育に係る必要な事項の提供の記録

(3) 次条において準用する第19条に規定する本市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第30条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 次条において準用する第32条第3項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
(準用)

第50条 第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までの規定は、特定地域型保育事業について準用する。この場合において、第14条第1項中「施設型給付費（法第28条第1項に規定する特例施設型給付費を含む。）」とあるのは「地域型保育給付費（法第30条第1項に規定する特例地域型保育給付費を含

第 1 1 条	<u>教育・保育給付認定子どもについて</u>	<u>教育・保育給付認定子ども（満 3 歳未満保育認定子どもに限り、特定満 3 歳以上保育認定子どもを除く。以下この節において同じ。）について</u>
第 1 2 条の見出し	<u>教育・保育</u>	<u>地域型保育</u>
第 1 4 条の見出し	<u>施設型給付費</u>	<u>地域型給付費</u>
第 1 4 条第 1 項	<u>施設型給付費</u>	<u>地域型保育給付費</u>
第 1 4 条第 2 項	<u>特定教育・保育提供証明書</u>	<u>特定地域型保育提供証明書</u>
第 1 9 条	<u>施設型給付費</u>	<u>地域型保育給付費</u>

(特別利用地域型保育の基準)

第 5 1 条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、その特別利用地域型保育に係る法第

む。」と読み替えるものとする。

(特別利用地域型保育の基準)

第 5 1 条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、その特別利用地域型保育に係る法第

19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している満3歳未満保育認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にはその特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特別利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節（第40条第2項を除き、第50条において準用する第8条、第9条、第11条、第12条、第14条、第17条から第19条まで及び第23条から第33条までを含む。次条第3項において同じ。）の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子ども（次条第1項の規定により特定利用地域型保育を提供する場合にはその特定利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特別利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特別利用地域型保育を含むものとして、この章（第39条第2項及び第40条第2項を除く。）の規定を適用する。

<u>第39条</u> <u>第2項</u>	<u>利用の申込みに係る法</u> <u>第19条第1項第3号</u> <u>に掲げる小学校就学前</u> <u>子ども</u>	<u>利用の申込みに係る法</u> <u>第19条第1項第1号</u> <u>に掲げる小学校就学前</u> <u>子ども</u>
	<u>満3歳未満保育認定子</u> <u>ども（特定満3歳以上</u> <u>保育認定子どもを除</u> <u>く。以下この章におい</u> <u>て同じ。）</u>	<u>同号又は同項第3号に</u> <u>掲げる小学校就学前子</u> <u>どもに該当する教育・</u> <u>保育給付認定子ども</u> <u>（第52条第1項の規</u> <u>定により特定利用地域</u> <u>型保育を提供する場合</u> <u>にあつては、その特定</u> <u>利用地域型保育の対象</u> <u>となる法第19条第1</u> <u>項第2号に掲げる小学</u> <u>校就学前子どもに該当</u> <u>する教育・保育給付認</u> <u>定子どもを含む。）</u>
	<u>同号に掲げる小学校就</u> <u>学前子ども</u>	<u>同項第3号に掲げる小</u> <u>学校就学前子ども</u>

	<p><u>法第20条第4項の規定による認定に基づき、保育の必要の程度及び家族等の状況を考慮し、保育を受ける必要性が高いと認められる満3歳未満保育認定子どもが優先的に利用できるよう、</u></p>	<p><u>抽選、申込みを受けた順序により決定する方法、その特定地域型保育事業者の保育に関する理念、基本方針等に基づく選考その他公正な方法により</u></p>
<p><u>第43条 第1項</u></p>	<p><u>教育・保育給付認定保護者</u></p>	<p><u>教育・保育給付認定保護者（特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに係る教育・保育給付認定保護者を除く。）</u></p>

第43条 第2項	法第29条第3項第1 号に掲げる額	法第30条第2項第2 号の内閣総理大臣が定 める基準により算定し た費用の額
第43条 第3項	前2項	前項
第43条 第4項	前3項 掲げる費用	前2項 掲げる費用及び食事の 提供（第13条第4項 第3号ア又はイに掲げ るものを除く。）に要 する費用
第43条 第5項	前各項	前3項

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、その特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

(特定利用地域型保育の基準)

第52条 (略)

2 特定地域型保育事業者が、前項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、その特定利用地域型保育に係る法第19条第1項第2号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもの数及び特定地域型保育事業所を現に利用している同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに該当す

る教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合には、その特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特定利用地域型保育を、地域型保育給付費には特例地域型保育給付費をそれぞれ含むものとして、前節の規定を適用する。この場合において、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

<p><u>第43条</u> <u>第1項</u></p>	<p><u>教育・保育給付認定保</u> <u>護者</u></p>	<p><u>教育・保育給付認定保</u> <u>護者（特定利用地域型</u> <u>保育の対象となる法第</u> <u>19条第1項第2号に</u> <u>掲げる小学校就学前子</u> <u>どもに該当する教育・</u> <u>保育給付認定子ども</u> <u>（特定満3歳以上保育</u> <u>認定子どもに限る。）</u></p>
-----------------------------------	--	---

る教育・保育給付認定子ども（前条第1項の規定により特別利用地域型保育を提供する場合にはその特別利用地域型保育の対象となる法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもを含む。）の総数が、第37条第2項の規定により定められた利用定員の数を超えないものとする。

3 特定地域型保育事業者が、第1項の規定により特定利用地域型保育を提供するときは、特定地域型保育には特定利用地域型保育を含むものとして、この章の規定を適用する。

		<u>に係る教育・保育給付認定保護者に限る。)</u>
	<u>法第29条第3項第2号に掲げる額</u>	<u>法第30条第2項第3号の市町村が定める額</u>
<u>第43条第2項</u>	<u>法第29条第3項第1号に掲げる額</u>	<u>法第30条第2項第3号の内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額</u>
<u>第43条第4項</u>	<u>掲げる費用</u>	<u>掲げる費用及び食事の提供（特定利用地域型保育の対象となる特定満3歳以上保育認定子どもに対するもの及び満3歳以上保育認定子どもに係る第13条第4項第3号ア又はイに掲げるものを除く。）に要する費用</u>

附 則

1 (略)

附 則

1 (略)

(特定保育所に関する特例)

- 2 法附則第6条第1項に規定する特定保育所が特定教育・保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第6条及び第7条の規定は適用しない。

<p>第13条 第1項</p>	<p>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども</p>	<p>教育・保育給付認定保護者（満3歳未満保育認定子ども（特定保育所（法附則第6条第1項に規定する特定保育所をいう。次項において同じ。）から特定教育・保育（保育に限る。第19条において同じ。）を受ける者を除く。以下この項において同じ。）</p>
---------------------	----------------------------------	--

(特定保育所に関する特例)

- 2 法附則第6条第1項に規定する特定保育所が特定教育・保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用し、第6条及び第7条の規定は適用しない。

<p>第13条 第1項</p>	<p>法第27条第3項第2号に掲げる額（特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合 本市が定める額とし 本市が定める額とする。）をいう。</p>	<p>その特定教育・保育施設が特別利用保育を提供する場合 本市が定める額をいい 本市が定める額をいう。</p>
---------------------	--	---

第13条 第2項	<u>その特定教育・保育</u>	<u>その特定教育・保育</u> <u>(特定保育所における</u> <u>特定教育・保育(保育</u> <u>に限る。))を除く。)</u>
第13条 第3項	<u>設定する額の支払を</u>	<u>設定する額の支払を、</u> <u>市町村の同意を得て、</u>
(略)		

3 前項の特定保育所は、市町村から児童福祉法第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

第13条 第2項	<u>法第27条第3項第1</u> <u>号に規定する額</u>	<u>法附則第6条第3項の</u> <u>規定により読み替えら</u> <u>れた法第28条第2項</u> <u>第1号の規定による国</u> <u>が定める基準により算</u> <u>定した費用の額</u>
第13条 第3項	<u>設定する額の支払を</u>	<u>設定する額の支払を、</u> <u>本市の同意を得て、</u>
(略)		

3 前項の特定保育所は、本市から児童福祉法第24条第1項の規定による保育所における保育を行うことの委託を受けたときは、正当な理由がない限り、これを拒んではならない。

(施設型給付費等に関する経過措置)

4 特定教育・保育施設が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して
特定教育・保育又は特別利用保育を提供するときは、当分の
間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、
それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

第13条 第1項	法第27条第3項第2号に掲げる額	法附則第9条第1項第1号イの規定による本市が定める額
	法第28条第2項第2号の規定による本市が定める額	法附則第9条第1項第2号ロ(1)の規定による本市が定める額
	同項第3号	法第28条第2項第3号
第13条 第2項	法第27条第3項第1号に規定する額(その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額)	法附則第9条第1項第1号イの規定による国が定める基準により算定した額(その額が現にその特定教育・保育に要した費用を超えるときは、その現に特定教育・保育に要した費用の額)及び同号ロの規定による本市が定める額

<p><u>法第28条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）</u></p>	<p><u>同項第2号ロ（1）の規定による国が定める基準により算定した額（その額が現にその特別利用保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用保育に要した費用の額）及び同号ロ（2）の規定による本市が定める額</u></p>
<p><u>同項第3号</u></p>	<p><u>法第28条第2項第3号</u></p>

5 特定地域型保育事業者が法第19条第1項第1号に掲げる小学校就学前子どもに該当する教育・保育給付認定子どもに対して特別利用地域型保育を提供するときは、当分の間、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えて適用する。

4・5 (略)

<u>第43条 第1項</u>	<u>法第30条第2項第2号の規定による本市が定める額</u>	<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定による本市が定める額</u>
	<u>同項第3号</u>	<u>法第30条第2項第3号</u>
<u>第43条 第2項</u>	<u>法第30条第2項第2号の規定による国が定める基準により算定した費用の額(その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用の額を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額)</u>	<u>法附則第9条第1項第3号イ(1)の規定による国が定める基準により算定した額(その額が現にその特別利用地域型保育に要した費用を超えるときは、その現に特別利用地域型保育に要した費用の額)及び同号イ(2)の規定による本市が定める額</u>
	<u>同項第3号</u>	<u>法第30条第2項第3号</u>

6・7 (略)

附 則

この条例は、令和2年4月1日から施行する。

秦野市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営等の基準を定める条例の一部を改正することについて

1 改正の趣旨

幼児教育・保育の無償化に伴い、施設における食事の提供に要する費用の基準を定めるとともに、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準（平成 26 年内閣府令第 39 号）の一部改正に準じて、特定教育・保育施設等の運営等の基準に係る規定を改めるものです。

なお、食事の提供に要する費用の基準については、改正前の条例に規定されていませんが、令和元年 10 月の無償化実施から 1 年を超えない期間内において、条例で定めるまでの間は、国が定めた基準が市町村の定めた基準とみなされていました。

2 改正の内容

(1) 食事の提供に要する費用の基準を定めることについて

幼児教育・保育の無償化が実施される前は、利用者負担額に含めて徴収していた 3 歳児クラス以上の保育利用認定子どもの副食の提供に要する費用について、施設等が徴収できることとします。ただし、国が定めた基準と同じ基準を定め、次のア又はイの表に掲げる要件のいずれかを満たす場合は、無償とします。

なお、2 歳児クラス以下の保育利用認定子どもに対する食事の提供に要する費用については、引き続き利用者負担額に含めて徴収します。

ア 税額の要件

利用区分	保護者及びその同一世帯員の 市町村民税所得割の合算額
認定こども園（教育利用）	77,101 円未満
幼稚園	
認定こども園（保育利用）	57,700 円未満 (要保護者等にあつては、 77,101 円未満)
認可保育所	

イ 認定子どもの要件

利用区分	同一世帯における認定子どもの状況
認定こども園（教育利用） 幼稚園	小学校3年生までの子のうち、 最年長者及び2番目の年長者でない者
認定こども園（保育利用） 認可保育所	小学校就学前までの子のうち、 最年長者及び2番目の年長者でない者

- (2) 特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の一部改正に準じて条例の規定を改めることについて

今回の改正では、主に次の整理等を行うものです。

- ア 食事の提供に要する費用を免除する規定を定めるに当たり、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営上の原則に保護者の経済的負担の軽減への配慮を位置付けること。
- イ 特定地域型保育事業等において、「教育・保育給付認定子ども」を「満3歳未満保育認定子ども」に改めること。
- ウ 特別利用保育の基準等における読替規定の整理を行うこと。

3 施行日

令和2年4月1日

認定こども園・保育所・幼稚園における副食費の取扱い及び負担減免について

「幼稚園、保育所、認定こども園以外の無償化措置の対象範囲等に関する検討会報告書」（平成30年5月）（抜粋）

保護者から実費として徴収している通園送迎費、食材料費、行事費などの経費については、無償化の対象から除くことを原則とすべきである。

なお、そもそも認可施設における食材料費の取扱いが保育の必要性の認定種別間で異なっている現状があり、上記原則を踏まえた対応について早急に検討すべきである。

基本的な考え方

食材料費の取扱いについては、これまでも基本的に、施設による徴収又は保育料の一部として保護者が負担してきたことから、幼児教育・保育の無償化に当たっても、この考え方を維持することを基本とし、以下のような取扱いとする。

- 教育・保育給付第1号認定子ども、第2号認定子どもの主食費・副食費については、施設による徴収（現在の主食費と同様）とする。
- 第2号認定子どもの副食費については、これまで利用者負担分（保育料）に含まれていたことから、認定保護者の負担方法は変わるものの、保護者が負担すること自体は、これまでと変わらない。
- 第3号認定子どもは、幼児教育・保育の無償化が市町村税世帯非課税の場合に限定されるため、現行の取扱いを継続する。

